

生活保護基準と「加算」——母子加算を中心に

庄司 洋子

1. 生活保護基準と世帯

(1) 世帯（法第10条） 世帯単位の原則

(2) 世帯構成（法第8条2項）基準及び程度の原則

年齢別・性別・世帯構成別・所在地域別・その他の事情、を考慮

(3) 世帯類型

高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・傷病者世帯・その他の世帯

(4) 世帯の事例

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

高齢者単身世帯（68歳）

母子世帯（30歳、4歳、2歳）

2. 生活扶助における各種加算

①妊産婦加算（1949）

②母子加算（1949）※2009.04廃止、2009.12復活

③障害者加算（1949）

重度障害者加算（1976）

重度障害者家族介護料（1971）

在宅重度障害者介護料（1957）

④介護施設入所者加算（2000）

⑤在宅患者加算（1950）

⑥放射線障害者加算（1968）

⑦児童養育加算（1967）※1986多子養育加算から名称変更

⑧介護保険料加算（2000）

3. 母子加算

(1) 加算の現状

- 1) 趣旨 1980 中社審生保専門分科会中間報告
- 2) 基準額 子ども1人(在宅) 20,020~23,260円
- 3) 認定件数 約11万件 ※障害者加算30万件
- 4) その他 廃止・復活の経過あり

(2) 被保護母子世帯の特徴

- 1) 就労率 45%
- 2) 世帯保護率 132.4‰
- 3) 生活の質 不安定・過労・健康不安 etc.

4. 今後の課題

(1) 趣旨(必要性)

- 1) 1980 報告の点検。
- 2) 一般世帯にも該当する児童の養育に要する費用と区別する必要あり。
- 3) 両親世帯に比べて、ひとり親世帯であるために親にとってケアの負担が大きいことに注目。親のケア負担による稼働への影響、親によるケアの代替手段に要する費用など。

(2) 名称

- 1) 「母子」加算の問題点
国民のあいだに誤解あり。
母子のみを対象とする根拠がなく、現実には「ひとり親」が対象である。
- 2) 「ひとり親」加算とすることができるか
現行法体系は、母子福祉(=女性福祉)である。
1964 母子福祉法→1981 母子及び寡婦福祉法(≠ひとり親福祉)
「母子世帯等実態調査」のなかで「父子世帯」も調査している。

(3) その他